

「2011年度の厚生労働行政を知る」(やまだ塾)

(2011年2月18日掲載)

NO. 6 <生活保護> 「①生活保護制度の見直しについて」(社会・援護局)

=厚生労働省社会援護局から、都道府県、指定都市及び中核市に向けた説明資料である=

<構成>

・本文

・別紙：「求職者支援制度について(検討中の案)」

(1)生活保護制度を取り巻く現状・課題

- 生活保護制度を取り巻く現状として、稼働能力のある生活保護受給者に対する自立、就労支援及び貧困の連鎖の防止が喫緊の課題である。
 - ・リーマンショック以降、特に稼働能力のある生活保護受給者が急増するとともに、生活保護から脱却できない状況が継続している。生活保護受給直後からの自立、就労支援が効果的であり、現場における早急な対応を計画的に促進する必要がある。
 - ・また、生活保護受給世帯の子どもは一般世帯よりも高校進学率が低く、再び生活保護に至るリスクが高い等、貧困の連鎖が国会等においても問題となっており、子どもに対する学習支援等に取り組む必要がある。
- 一方、生活保護受給者から不当に保護費を徴収する貧困ビジネスや奈良の山本病院事件、向精神薬の転売をはじめとする医療扶助の不正受給等、生活保護受給者を利用した不正事件が横行する等、制度への信頼を揺るがす問題が深刻化している。
- こうした課題に対して、生活保護受給者の急増への対応に迫られる地方自治体からは、生活保護制度の抜本改革に向けた国の早急な対応を求められており、昨年10月に指定都市市長会が、同年11月に全国市長会が制度改革に向けた具体的な提案が示されたところ。

(2)生活保護制度の見直しに向けた検討

- 第177回通常国会においては、雇用保険と生活保護との間にある第2のセーフティネット施策を強化するため、求職者支援法(仮称)の提出が予定されており、最後のセーフティネットである生活保護制度についても、トランポリン的な施策として、特に稼働能力を有する方に対する自立・就労支援の充実強化に向けて、地方自治体の御提言等を踏まえ、運用改善や予算措置等で速やかに実現できるものは逐次実施してまいりたい。
- また、自立、就労支援の充実強化や生活保護費の不正受給対策をはじめとする生活保護制度の見直しについても、地方自治体の御意見を踏まえながら、検討を進めていく予定である。

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2011 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

○なお、無料低額宿泊所等に対する法規制を強化するため、民主党において議員立法の国会提出を準備中であり、厚生労働省としても必要に応じ協力してまいりたい。

(3)求職者支援制度の創設

○求職者支援制度については、現在、労働政策審議会において、取りまとめに向けた検討をしているところであり、その結果を踏まえて第177回通常国会に法案が提出されることとなっている。

○この求職者支援制度の創設により、

- ① これまで雇用保険受給中に再就職できずに生活保護受給者となっていた者が、生活保護を受給せずに早期に再就職すること、
- ② 就労意欲はあるものの稼働能力を十分に活用されていなかった者が、適切な技能等を身につけ生活保護から早期脱却することなどが期待される。

○各自治体におかれては、求職者支援制度が真に就職に結びつくような効果ある制度として恒久的に運用されるよう、都道府県労働局・ハローワークとの連携や、制度の適正な活用等について、是非とも御協力をお願いしたい。

【別紙】

「求職者支援制度について(検討中の案)」

(1) 求職者支援制度の趣旨・目的

○雇用保険(失業給付)を受給できない求職者に対するセーフティネットとして、求職者の早期の就職を支援する。

(2) 訓練

○求職者の就職に資する新たな訓練を設ける。

○新たな訓練の訓練コースは、成長分野や地域の求人ニーズを踏まえて設定。

(3) 給付

◎一定の要件に該当する場合、訓練受講中の生活を支援するための給付を支給する。

1) 給付要件

○対象者が公共職業安定所長の指示する訓練を受講する場合であって、以下の要件が確認できた場合に支給。

- ・常態として職に就いていないこと
- ・世帯に一定の収入がないこと及び資産が一定の水準を超えないこと
- ・訓練にすべて出席すること(正当な理由がある場合、8割以上)

2) 給付額

○1月当たり10万円。

○このほか、訓練機関に通うための交通費(実費)を支給。

3) 給付期間

○循環的に受給することを防止するような仕組みを設ける(給付を受給できる日数は、2年まで)。

4) 融資

○給付受給者が給付に上乘せして融資が受けられる制度を設ける。

5) 適正な給付のための措置

○不正受給について、不正受給額の返還・納付などのペナルティを設ける。

(4) 訓練受講者に対する就職支援

○訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援。

○ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援(必要に応じ担当者制で支援を行う)。

(5) 施行日

○2011年10月1日

(参考・引用:2010 年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)資料)